

議案第29号

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
  - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「。付則第3項において同じ」を削る。

第23条中「及び付則第3項」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第3項中「（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

付則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表 ( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けて</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>3 (省略)</p>

いる者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条（現行に同じ。）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2)（現行に同じ。）

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとして区が適当と認めるもの（家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭

(食事の提供の特例)

第16条（省略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2)（省略）

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとして区が適当と認めるもの（家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭

<p>的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第23条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (現行に同じ。)</p> <p>2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うもの</u>であって、<u>区長が適当と認めるもの</u>（付則第4項において「<u>特例保育事業所内保育事業者</u>」という。）については、<u>第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p>的保育者の居宅に限る。<u>付則第3項において同じ。</u> )において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第23条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が適当と認める場所（次条第1項及び付則第3項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (省略)</p>
<p>付 則</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第</p>	<p>付 則</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、</p>

<p>1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>4 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる。第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>